

社会福祉法人 共生会
(仮称)江戸川二丁目児童養護施設 建築工事

工事説明会

令和2年2月5日

岡建工事株式会社

計 画 説 明 書

建築主

氏 名 社会福祉法人 共生会
理事長 福 島 俊 彦

設計者住所・氏名 (会社名・電話番号・担当者名)	東京都葛飾区白鳥2-20-11 (株式会社 掛川建築設計事務所 03-3602-6336 担当 掛川 泰弘)		代表取締役 掛川 泰弘		
工事監理者住所・氏名 (会社名・電話番号・担当者名)	東京都葛飾区白鳥2-20-11 (株式会社 掛川建築設計事務所 03-3602-6336 担当 掛川 泰弘)		代表取締役 掛川 泰弘		
工事施工者住所・氏名 (会社名・電話番号・担当者名)	東京都墨田区東駒形1-5-9 (岡建工事株式会社 03-3624-1711 担当 第2建築部 田村 博邦)		代表取締役 岡本 恵子		
本建築計画に関する連絡先 (会社名・電話番号・担当者名)	東京都墨田区東駒形1-5-9 (岡建工事株式会社 03-3624-1711 担当 第2建築部 田村 博邦)		代表取締役 岡本 恵子		
建築物の名称	(仮称)江戸川二丁目児童養護施設新築工事				
地名地番	東京都江戸川区江戸川二丁目13番、他				
建築物の用途	児童福祉施設等(児童養護施設)				
用途地域	第一種中高層 住居専用地域	防火地域	防 ・ 準	高度地区	第3種高度地区 江戸川一丁目地区計画区域 大河川景観軸区域
日影規制	4-2.5時間(GL+4.0m)	高度利用地区	無し	その他の地域地区	無し
建ぺい率	60%→80%(耐火)		容積率	200%(許容:247.2%)	
高 さ	9.642m	階数	地下無し 地上3階	構造	鉄筋コンクリート造
	計画部分		計画以外の部分		合計
敷地面積	738.47㎡		0.00㎡		738.47㎡
建築面積	506.07㎡		0.00㎡		506.07㎡
延べ面積	1,500.35㎡		0.00㎡		1,500.35㎡
工事等の予定	着工 令和2年1月29日 ~ 完成 令和3年1月31日				
基礎工法	杭基礎(既成コンクリート杭)		工事種別		新築工事

各種お知らせ

(関連法規の厳守)

建築基準法の規定はもちろんのこと、東京都公害防止条例・労働安全衛生規則等関連法規を厳守し、誠実に施工するものとします。

(作業時間等)

- (1) 作業時間は、原則として午前8時より午後6時迄とします。但し、施工上中断出来ない工事、車輛の乗り入れの時間等の交通規制及び、その他交通事情により止むを得ず時間を大幅に延長せざるを得ない場合は事前に各位に連絡するものとします。
- (2) 日曜日・祭日は原則として作業を行わないものとします。
- (3) 止むを得ず日曜日・祭日及び、作業時間以後に作業を行う場合は特に騒音・振動等で近隣に迷惑をかけないようにします。又、事前に連絡を致します。

(工事障害の予防措置)

本件工事中、近隣家屋及び人身に対する危害防止のため必要に応じて仮囲い・養生シート・グリーンネット等の設備を施します。

(事前調査)

近隣家屋に対する、本件工事に起因する亀裂等の影響確認のために必要に応じ近接する家屋に対して事前に現況調査及び写真撮影を行うものとします。

(騒音・振動等の防止)

本件工事中近隣に対する生活妨害を最小限にするよう努めると共に以下の事項留意します。

- (1) 工事用機械・器具については、騒音・振動等を最小限にとどめる機種を選定し、且つその使用にあたっては前記目的を達成するよう留意します。
- (2) 粉塵・土砂・火花等の飛散防止に努めます。
- (3) 道路は常に清掃し、清潔にします。
- (4) 施工上中断出来ない工事は、事前に連絡するものとします。

(交通安全対策)

- (1) 重量車輛の出入り、及び仮囲いのための道路使用等本件工事に伴う近隣道路の使用について、事前に所轄警察署と打ち合わせるものとします。
- (2) 本件工事現場への工事車輛の出入口はわかりやすく表示すると共に、必要に応じ誘導員を配置し、安全確保に努めます。特に学徒の通行の際、安全確保に努めます。
- (3) 路上一時駐車は一般の通行を妨げないようにし、生コン車など止むを得ないものを除きエンジンを止めるものとします。

(苦情の対応)

- (1) 近隣からの苦情については、下請業者に対するものも含め誠実且つ迅速に対応し処理します。
- (2) 本工事期間中の工事に関する苦情の処理や修復については、下請業者によるものも含めすべて責任を負うものとします。
- (3) 工事現場には窓口として責任者を配置し、現場に掲示いたします。

(テレビ受信障害について)

- (1) 万が一本件工事に起因するテレビ受信障害が発生した場合は、誠実かつ迅速に対応し処理します。「本体工事に起因するテレビ障害」とは、工事着手以前に問題なく視聴できていたテレビ放送が工事を境に電波環境に支障が出た場合を想定しております。

(修復・損害賠償)

- (1) 万が一本件工事に起因し、近隣家屋及び人身に損害・損傷がおきた場合は責任をもって修復又は賠償をいたします。

岡建工事株式会社
東京都墨田区東駒形1-5-9
03-3624-1711